**平成２３年（フ）第８３９号**
埼玉県ふじみ野市新田２丁目１番27号　Ｙコーポ102、前住所埼玉県ふじみ野市大原１丁目６番23号　メゾン沢田201
債務者　榎本　　優
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第８４３号**
埼玉県鶴ヶ島市富士見２丁目23番４―102号　ハイツ23
債務者　芳野　智史
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第８５２号**
埼玉県鶴ヶ島市脚折町６丁目10番28号
債務者　松下　弘美
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第８５５号**
埼玉県狭山市大字水野567番地の７　シャトレ入曽202
債務者　渡部　史成
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第４９３号**
埼玉県熊谷市柿沼1007番地１
債務者　金塚　　修
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日までさいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第２３７号**
千葉県銚子市外川町１丁目10828番地　外川園
債務者　西宮千賀子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２３年（フ）第２３９号**
千葉県山武市松尾町高富242番地22
債務者　神崎きよ子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２３年（フ）第５８５号**
新潟市東区松園１丁目９番19号10
債務者　水本　美幸
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで新潟地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第６４２号**
新潟市東区江南３丁目５番地48　シティープラザＵ４Ｆ
債務者　椎名　　務
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで新潟地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第４４４号**
静岡県御殿場市東田中１丁目９番１号　センチュリーメゾン東田中403、前住所静岡県御殿場市新橋1181番地の６
債務者　飯島みどり
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第４５２号**
静岡県伊豆市冷川311番地　冷川団地Ｃ棟３号
債務者　梅原とし子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第４５３号**
静岡県伊豆市冷川311番地　冷川団地Ｃ棟３号
債務者　梅原　和人
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第４５４号**
静岡県熱海市下多賀1054番地の１　３号
債務者　菅原　一憲
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第５１号**
静岡県掛川市天王町49番地　メゾンドボー202
債務者　若松　定雄
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２３年（フ）第２５６３号**
名古屋市守山区小幡常燈５番５号　第２アンシックス103号
債務者　長谷川光義
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２７２１号**
名古屋市港区七反野１丁目807番地の１　福田マンション202号
債務者　名取　里恵
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２７５５号**
名古屋市中村区西米野町３丁目39番地　片原増田ビル301号
債務者　阿部美恵子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで名古屋地方裁判所民事第２部